

議会規則第 2 号

宇和島市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

宇和島市議会議長 松本 孔

宇和島市議会傍聴規則の一部を改正する規則

宇和島市議会傍聴規則（令和 17 年議会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規則を同表の改正後の欄に掲げる規則に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（傍聴席の区分） 第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。 ―― 2・3 （略） （傍聴席に入ることができない者） 第 6 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 （1） 銃器その他危険な<u>もの</u>を持っている者 （2） <u>酒気を帯びていると認められる者</u> ―― （3） <u>異様な服装をしている者</u> （4） <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者</u> （5） <u>笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者</u>	（傍聴席の区分） 第 2 条 傍聴席は、一般席、――報道関係者席及び車いす席に区分する。 2・3 （略） <u>4 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬を同伴する者についても、一般席において傍聴することができる。また、議長が認めた者について、車いす席での傍聴もできることとする。</u> （傍聴席に入ることができない者） 第 6 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 （1） 銃器その他危険な<u>物</u>を持っている者 （2） <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u> （3） <u>酒気を帯びていると認められる者</u> （4） <u>その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u>

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、引率者又は保護者とともにある者で議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、えり巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 電話を携帯する場合は、電源を切るか、又はマナーモードにすること。

(6) 飲食又は喫煙しないこと。

(7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 議長は必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(退場) 第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、<u>速やかに退場</u>しなければならない。 (写真、映画等の撮影及び録音 等の禁止) 第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、<u>映画を撮影し、又は録音</u>等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、<u>この</u>限りでない。 (係員の指示) 第10条 傍聴人は、<u>すべて</u>係員の指示に従わなければならない。 (違反に対する措置) 第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、<u>これを退場させることができる。</u>	(退場) 第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、<u>直ちに</u>退場しなければならない。 (写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止) 第9条 傍聴人は、傍聴席において写真<u>の</u>撮影、録音、録画、<u>放送</u>等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は<u>この</u>限りでない。 (係員の指示) 第10条 傍聴人は、<u>全て</u>係員の指示に従わなければならない。 (違反に対する措置) 第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは<u>これを退場させることができる。</u>
--	---

附 則

この規則は、令和7年7月1日より施行する。